

2017年7月5日

企業会計基準委員会 御中

アクアコーポレートアドバイザーズ株式会社

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い  
(案)」へのコメント

質問5に対して、以下回答します。

&lt;内容&gt;

本公開草案は、適用対象となる企業について公開・未公開の区別がないため、未公開企業にも適用されると考えられる。本公開草案8項より、本公開草案が対象とする未公開企業の取引についてもストック・オプション会計基準13項を適用し、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法が適用可能であると解する。

しかし、この取り扱いについて本公開草案では明記されていない。そのため、本公開草案が対象とする取引について、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましいと考える。

なお、仮に特例の適用が認められない場合、無償発行と有償発行で取り扱いが異なることになるため、この理由を明記すべきと考える。

以上